

産業財産権関係料金一覧（2012年4月1日以降）

1・出願料

(1)特許	
・特許出願	15,000 円
・外国語書面出願	24,000 円
・特許法第 184 条の 5 第 1 項の規定による手続	15,000 円
・特許法第 184 条の 20 第 1 項の規定による申出	15,000 円
・特許権存続期間の延長登録出願	74,000 円
(2)実用新案	
・実用新案登録出願	14,000 円
(注) 実用新案については、上記出願料と併せて第 1 年から第 3 年までの実用新案登録料を出願時に納付する必要があります。実用新案登録料は、下記 4・(2)を御参照 ください。	
・実用新案法第 48 条の 5 第 1 項の規定による手続	14,000 円
・実用新案法第 48 条の 16 第 1 項の規定による申出	14,000 円
(3)意匠	
・意匠登録出願	16,000 円

・ 秘密意匠の請求	5,100 円
(4)商標	
・ 商標登録出願	3,400 円 + (区分数× 8,600 円)
・ 防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願	6,800 円 + (区分数×17,200 円)
・ 重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録出願	12,000 円

2・ 審査請求料等

(料金が軽減又は免除される制度があります。「[特許料等の減免制度について](#)」を御確認ください。)

(1)特許	
出願審査請求	118,000 円 + (請求項の数× 4,000 円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	71,000 円 + (請求項の数× 2,400 円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	106,000 円 + (請求項の数× 3,600 円)
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	94,000 円 + (請求項の数× 3,200 円)
誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000 円
(2)実用新案	
実用新案技術評価請求	42,000 円 + (請求項の数× 1,000 円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	8,400 円 + (請求項の数× 200 円)

(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)

33,600 円 + (請求項の数× 800 円)

3・審判請求

(1)特許

1) 審判(再審)請求

昭和 63 年 1 月 1 日以降の出願 49,500 円 + (請求項の数× 5,500 円)

昭和 62 年 12 月 31 日以前の出願 27,500 円 + (発明の数 × 27,500 円)

2) 特許権の存続期間の延長登録又はその拒絶査定に係る審判(再審)請求 55,000 円

3) 無効審判係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求

昭和 63 年 1 月 1 日以降の出願 49,500 円 + (請求項の数× 5,500 円)

昭和 62 年 12 月 31 日以前の出願 27,500 円 + (発明の数 × 27,500 円)

4) 判定請求 40,000 円

5) 裁定請求 55,000 円

6) 裁定取消請求 27,500 円

7) 審判又は再審への当事者の参加申請 55,000 円

8) 審判又は再審への補助参加申請 16,500 円

(2)実用新案

1) 審判（再審）請求	49,500 円 + (請求項の数× 5,500 円)
2) 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	1,400 円
3) 判定請求	40,000 円
4) 裁定請求	55,000 円
5) 裁定取消請求	27,500 円
6) 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000 円
7) 審判又は再審への補助参加申請	16,500 円
(3)意匠	
1) 審判（再審）請求	55,000 円
2) 判定請求	40,000 円
3) 裁定請求	55,000 円
4) 裁定取消請求	27,500 円
5) 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000 円
6) 審判又は再審への補助参加申請	16,500 円
(4)商標	
1) 審判（再審）請求	15,000 円 + (区分数×40,000 円)

2) 商標（防護標章）登録異議申立	3,000 円 + (区分数× 8,000 円)
3) 商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請	3,300 円
4) 判定請求	40,000 円
5) 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000 円
6) 審判又は再審への補助参加申請	16,500 円

4・特許料・登録料

(特許・実用新案の料金が軽減又は免除される制度があります。「[特許料等の減免制度について](#)」を御確認ください。)

(1)特許料			
・平成 16 年 3 月 31 日までに審査請求をした出願			
第 1 年から第 3 年まで	毎年	11,400 円に 1 請求項につき	1,000 円を加えた額
第 4 年から第 6 年まで	毎年	17,900 円に 1 請求項につき	1,400 円を加えた額
第 7 年から第 9 年まで	毎年	35,800 円に 1 請求項につき	2,800 円を加えた額
第 10 年から第 25 年まで	毎年	71,600 円に 1 請求項につき	5,600 円を加えた額
・平成 16 年 4 月 1 日以降に審査請求をした出願			
第 1 年から第 3 年まで	毎年	2,300 円に 1 請求項につき	200 円を加えた額
第 4 年から第 6 年まで	毎年	7,100 円に 1 請求項につき	500 円を加えた額
第 7 年から第 9 年まで	毎年	21,400 円に 1 請求項につき	1,700 円を加えた額

第10年から第25年まで	毎年 61,600 円に1請求項につき	4,800 円を加えた額
*第21年から第25年については、延長登録の出願があった場合のみ		
(昭和62年12月31日以前の出願にかかる特許料については こちら を参照してください。)		
(2)実用新案登録料		
第1年から第3年まで	毎年 2,100 円に1請求項につき	100 円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 6,100 円に1請求項につき	300 円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年 18,100 円に1請求項につき	900 円を加えた額
(3)意匠登録料		
第1年から第3年まで		毎年 8,500 円
第4年から第20年まで		毎年 16,900 円
*第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ		
(4)商標登録料		
・商標登録料		区分数 × 37,600 円
分納額（前期・後期支払分）		区分数 × 21,900 円
・更新登録申請		区分数 × 48,500 円
分納額（前期・後期支払分）		区分数 × 28,300 円

・商標権の分割申請	30,000 円
・防護標章登録料	区分数 × 37,600 円
・防護標章更新登録料	区分数 × 41,800 円

5・その他の手数料

(1)特許法等関係手数料

1) 期間の延長、期日の変更	2,100 円
2) 登録証の再交付請求	4,600 円
3) 承継の届出（名義変更）	4,200 円
4) 証明の請求	
（窓口）	1,400 円
（オンライン）	1,100 円
5) 書類の閲覧請求	1,500 円
6) 原簿の閲覧請求	300 円
7) ファイル記録事項の閲覧請求	
（窓口）	900 円
（オンライン）	600 円

8) 磁気原簿記録事項の閲覧請求	
(窓口)	800 円
(オンライン)	600 円
9) 書類謄本の交付請求	1,400 円
10) 原簿謄本の交付請求	350 円
11) ファイル記録事項掲載書類の交付請求	
(窓口)	1,300 円
(オンライン)	1,000 円
12) 登録事項(磁気原簿)記録書類の交付請求	
(窓口)	1,100 円
(オンライン)	800 円
13) 磁気ディスクへの記録(電子化手数料)	1,200 円 + 書面のページ数 × 700 円
(支払は電子情報化センターからの支払通知をもって現金にて納付してください。特許印紙での支払はできません。)	
(2)弁理士試験受験手数料	
弁理士試験受験手数料	12,000 円
(3)産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料(経過措置)	

特定通常実施権登録簿の閲覧又は謄写請求	300 円
開示事項証明書の交付請求	530 円
登録事項概要証明書の交付請求	790 円
登録事項証明書の交付請求	910 円
登録申請書等の閲覧請求	520 円